

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 年 4 月 21 日

愛媛県知事 中村 時広

1 入札に付する事項

(1) 業務名

松山市道後一万外旧法定外公共物境界確認等業務

(2) 業務箇所

愛媛県松山市道後一万、愛媛県松山市道後町二丁目 地内

(3) 業務概要

入札説明書及び松山市道後一万外旧法定外公共物境界確認等業務仕様書による

(4) 業務期間

業務委託契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

愛媛県知事の審査を受け令和 5・6・7 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 入札をする日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。

(3) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 愛媛県土地家屋調査士会の会員である土地家屋調査士（土地家屋調査士法人の社員である者を除く。）又は土地家屋調査士法人で、この公告の公告日の前から過去 2 年間に、土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）に基づく処分を受けていない者であること。

イ に該当する土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人を構成員とする共同事業体であること。
ただし、単独で入札に参加する土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が同時に共同事業体の構成員として入札に参加すること及び土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が同時に複数の共同事業体の構成員となり入札に参加することはできない。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

(5) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること（共同事業体の場合は、入札に参加しようとする他の共同事業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。）。

(6) 不動産登記法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 123 号）の規定による、官庁又は公署の嘱託登記に関する業務について、この公告の公告日の前日から起算して過去 3 年間に、2 回以上、誠実に履行を完了した実績（次に掲げる実績を含む。）を有していること。

- ア 共同事業体の構成員としての実績
- イ 公共嘱託登記土地家屋調査士協会の復代理人としての実績
- ウ 土地家屋調査士法人の管理技術者としての実績
- エ 入札参加者が法人の場合にあっては、法人の代表者自身が有する実績又は法人の代表者が有するア～ウの実績

3 入札参加資格の確認

- (1) この入札に参加を希望する者は、上記 2 (3) ～ (6) に掲げる入札参加資格を証明できる書類として、「入札参加資格確認資料」（以下「確認資料」という。）を入札書と併せて提出し、事前確認を受けなければならない。
- (2) (1) の書類の提出方法
 - ア 提出期間
令和 7 年 5 月 8 日（木）午後 5 時 15 分まで（必着）
 - イ 提出方法
7 (6) に掲げる場所へ、入札書と併せて郵送（日本郵便の一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。以下同じ。）又は持参により提出すること。提出された (1) の書類は、返却しない。
- (3) 事前確認において、入札参加資格がないとした者については、入札書が無効とし、開札しない。
- (4) 商号又は名称、住所、代表者の職名、氏名に変更があり、入札参加資格の変更手続きが未了の者は、速やかに手続きに着手するものとし、この場合において、変更手続きの届出が確認できないときは、入札書が無効とし開札しない。

4 入札説明書の交付等

- (1) 交付期間
令和 7 年 4 月 21 日（月）から令和 7 年 5 月 8 日（木）まで
- (2) 交付場所
愛媛県ホームページ 入札発注情報（<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/>）でのダウンロード
- (3) 交付書類
 - ① 入札説明書
 - ② 契約書（案）
 - ③ 入札書様式
 - ④ 確認資料様式
 - ⑤ 質問書様式
 - ⑥ 入札(契約)保証金免除申請書様式
 - ⑦ その他必要と認めるもの
- (4) 仕様書等について質問がある場合には、質問事項を記載した書面を令和 7 年 4 月 30 日（水）までの受付時間中に、7 (6) に掲げる場所に持参又は郵送により提出すること。なお、質問事項を記載した書面においては、質問者を特定できる内容を記載しないこと。
- (5) (4) の質問に対する回答は、令和 7 年 5 月 2 日（金）から令和 7 年 5 月 8 日（木）まで、愛媛県のホームページにおいて公表する。

5 入札及び開札

(1) 入札書の提出期限

令和7年5月8日(木)午後5時15分まで(必着)

(2) 事前確認の日時

令和7年5月9日(金)午前10時

(3) 開札の日時

令和7年5月9日(金)午後2時

(4) 開札の場所

愛媛県松山市大街道2-1-1

いよてつ会館5階 愛媛県会議室

(5) 入札書の提出方法

(1)の期限までに7(6)に掲げる場所へ郵送又は持参により提出すること。

(6) 入札方法

ア 入札回数は、1回とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法

(1) 愛媛県会計規則(昭和45年規則第18号。以下「規則」という。)第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2) (1)の開札の結果、落札者となるべき同価格の入札者が二者以上あるときは、その者が開札に立ち会っている場合はその者が、立ち会っていない場合は入札事務に関係しない職員がくじ抽選を行い、落札者を決定するものとする。落札者が決定した場合は、当該落札者に対し書面により落札者決定の通知を行うものとする。

(3) なお、入札結果は、契約締結後、愛媛県ホームページにおいて公表するものとし、当該公表をもって落札者以外に対する落札者決定の通知に代えるものとする。

7 その他

(1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金・契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、入札(契約)保証金免除申請書を入札参加資格確認資料と併せて発注者に提出し、規則第137条の規定に該当すると認められた者については、入札保証金の納付を免除する。

イ 契約に際しては、請負代金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、上記アのただし書きにより入札保証金を免除された者については、規則第154条の規定に該当すると認め、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効等

次に掲げる者が提出した入札書は無効とする。

- ア 入札参加資格を有しない者
- イ 3（1）の書類に虚偽の記載を行った者
- ウ 3（4）により変更の内容が確認できない者
- エ 7（2）の保証金の納付額が所定の額に達しない者
- オ 入札に関する条件に違反した者

（4）落札決定後の入札参加資格の喪失

落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が（3）に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

（5）契約書作成の要否

要

（6）契約条項を示す場所及び問い合わせ先

愛媛県 企画振興部 政策企画局 総合政策課 政策企画グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号：089-912-2233 / FAX 番号：089-921-2002

E-mail：sougouseisak@pref.ehime.lg.jp

（7）その他

詳細は、入札説明書による。